

第45回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2023年6月26日(月曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階401号会議室

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

・開催場所につきましては、昨年と会場が異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願いいたします。

目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
▶ 事業報告	16
▶ 連結計算書類	35
▶ 計算書類	38
▶ 監査報告書	42

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2023年6月23日(金曜日)午後5時20分まで

株 主 各 位

(証券コード 5449)
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

(本 店 所 在 地)
大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
(本 社 事 務 所)
大阪市中央区道修町三丁目6番1号

大阪製鐵株式会社

代表取締役社長 野村 泰介

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第45回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.osaka-seitetsu.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使ができますので、
お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月23日(金曜日)
当社営業時間終了の時(午後5時20分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時 2023年6月26日(月曜日)午前10時

2 場 所 大阪府中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階401号会議室

昨年と会場が異なっておりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3 目的事項 報告事項 1.第45期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第45期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会へ出席される場合



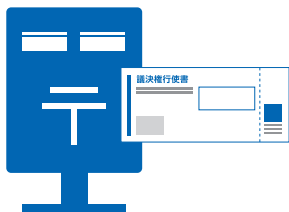
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付へご提出ください。

開催日時

2023年6月26日(月曜日) 午前10時～

株主総会に出席いただけない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月23日(金曜日) 午後5時20分必着

インターネット等による議決権行使



議決権行使サイトにアクセスいただき、賛否をご入力ください。(詳細は次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。)

行使期限

2023年6月23日(金曜日) 午後5時20分まで

※書面とインターネット等により二重で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効といたします。
また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月23日(金曜日) 午後5時20分まで

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金や通信料金等は株主様のご負担となります。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記に問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

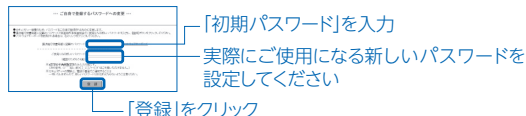
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
0120-652-031
(受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了いたします。
つきましては、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	野村泰介 重任	代表取締役社長	100% (13/13回)
2	若月輝行 重任	常務取締役、商品企画部長	100% (13/13回)
3	今中一雄 重任	取締役、大阪事業所長、大阪事業所堺工場長	100% (13/13回)
4	尾崎文昭 重任	取締役、営業・物流に関する事項管掌、購買・外注管理に関する事項管掌、営業・物流企画部長	100% (13/13回)
5	松田浩 重任	取締役、経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌	100% (13/13回)
6	石川博紳 重任 社外 独立役員	社外取締役	92% (12/13回)
7	松沢伸也 重任 社外 独立役員	社外取締役	100% (13/13回)
8	佐藤光宏 重任 社外 独立役員	社外取締役	100% (13/13回)



所有する当社
株式の数
18,800株

取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

2022年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

1

の 野 村 泰 介

重任

1959年11月8日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2017年 4月	同社執行役員グローバル事業推進本部副本部長
2003年 5月	同社名古屋製鐵所工程業務部長	2019年 4月	日本製鐵(株)常務執行役員グローバル事業推進本部副本部長
2011年 4月	ニッポン・スチールインド社社長	2020年 4月	同社執行役員 当社顧問
2012年10月	ニッポンスチール&スミトモメタルインド社社長	2020年 6月	当社代表取締役社長 現在に至る
2015年 7月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 参与グローバル事業推進本部グローバル事業支援センター長		

【取締役の選任理由】

野村泰介氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、海外事業に幅広く精通し、当社代表取締役就任以来、優れたリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行ってまいりました。このことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
16,600株

取締役在任期間
(本総会終結時)
6年

2022年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

2

わか つき てる ゆき
若 月 輝 行

重任

1959年3月2日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4 月	新日本製鐵(株) (現 日本製鉄(株)) 入社	2014年 6 月	当社上級執行役員商品企画部長、国際企画部部長
2007年 1 月	同社建材事業部建材営業部形鋼・スパイラル鋼管技術グループリーダー (部長)	2016年 4 月	当社上級執行役員大阪恩加島工場長、商品企画部長、国際企画部部長
2012年 4 月	当社参与生産技術部部長、国際企画部部長	2017年 4 月	当社上級執行役員大阪事業所恩加島工場長、商品企画部長、国際企画部部長
2012年 6 月	当社執行役員生産技術部部長、国際企画部部長	2017年 6 月	当社取締役大阪事業所恩加島工場長、商品企画部長
2012年11月	当社執行役員商品企画部長、国際企画部部長	2018年 6 月	当社取締役商品企画部長
		2020年 6 月	当社常務取締役商品企画部長 現在に至る

【取締役の選任理由】

若月輝行氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、当社入社以来、商品企画分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
6,200株

取締役在任期間
(本総会終結時)
3年

2022年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

3

いま なか かず お
今 中 一 雄

重任

1962年8月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2017年4月	JCAPCPL社副社長
2011年7月	同社広畑製鐵所電磁鋼板工場長 (部長)	2020年4月	当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長
2012年10月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 広畑製鐵所電磁鋼板部長	2020年6月	当社取締役生産技術部長、購買・外注管理部長、安全環境防災、設備技術に関する事項管掌
2014年4月	同社広畑製鐵所ブリキ部長	2022年4月	当社取締役大阪事業所長、大阪事業所堺工場長 現在に至る

【取締役の選任理由】

今中一雄氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識や海外勤務の経験を有するとともに、当社入社以来、生産技術分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
700株

取締役在任期間
(本総会終結時)
2年

2022年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

4

お 尾 さき 崎 ふみ あき 文 昭

重任

1968年3月8日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4 月	新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社	2021年 6 月	当社取締役営業に関する事項管掌、販売・物流企画部長
2014年 4 月	新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 室蘭製鐵所総務部長	2021年 9 月	当社取締役営業・物流に関する事項管掌
2016年 4 月	同社棒線事業部棒線営業部長	2022年 4 月	当社取締役営業・物流に関する事項管掌、購買・外注管理に関する事項管掌
2019年 4 月	日本製鐵(株)経営企画部部長	2023年 2 月	当社取締役営業・物流に関する事項管掌、購買・外注管理に関する事項管掌、営業物流企画部長
2021年 4 月	当社執行役員営業に関する事項管掌、販売・物流企画部長、輸出部長、名古屋支店長		現在に至る

【取締役の選任理由】

尾崎文昭氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、営業分野等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

まつ だ
松 田ひろし
浩

重任

1969年2月26日生



所有する当社
株式の数

1,100株

取締役在任期間
(本総会最終時)

2年

2022年度における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
 2017年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 名古屋製鐵所総務部長
 2019年 4月 日本製鐵(株)総務部上席主幹、業務プロセス改革推進部上席主幹兼務

2020年 4月 同社関係会社部部长
 2021年 5月 当社執行役員、経営企画・総務・財務・関係会社管理に関し取締役を補佐
 2021年 6月 当社取締役経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌
 現在に至る

【取締役の選任理由】

松田 浩氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、総務分野等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

5年

2022年度における
取締役会への出席状況

12/13回
(92%)

候補者番号

6

いし かわ ひろ のぶ
石 川 博 紳

重任

社外

独立役員

1954年12月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月	三井物産(株)入社	2016年 5月	クレーブ・ワールドワイド AB インターナショナル ・シニア・アドバイザー
2006年 4月	同社エネルギー業務部長	2018年 6月	当社社外取締役
2010年 4月	同社執行役員人事総務部長	2019年12月	(株)パナソニックグループ顧問
2013年 4月	同社常務執行役員欧州・中 東・アフリカ本部長兼欧州 三井物産(株)社長	2021年11月	(株)関西再資源ネットワーク 顧問 現在に至る
2015年 4月	同社専務執行役員欧州・中 東・アフリカ本部長兼欧州 三井物産(株)社長		
2016年 4月	同社顧問		[重要な兼職の状況] (株)関西再資源ネットワーク 顧問

【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

石川博紳氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、役員人事・報酬会議において、役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で適切に関与していただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。



候補者番号

7 まつ ざわ しん や 松 沢 伸 也 **重任** **社外** **独立役員**
1956年2月27日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月	塩野義製薬(株)入社	2019年 4 月	同社法務部顧問
2005年 4 月	同社法務部長	2019年 6 月	当社社外取締役 現在に至る
2013年 4 月	同社執行役員法務部長		
2016年 4 月	同社法務部長		

[重要な兼職の状況]
塩野義製薬(株) 法務部顧問

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会最終時)

4年

2022年度における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

松沢伸也氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業法務に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、役員人事・報酬会議において、役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で適切に関与していただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって4年となります。



候補者番号

8

さとうみつひろ
佐藤光宏

重任

社外

独立役員

1956年3月16日生

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

2年

2022年度における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1978年 4月	（株）竹中工務店入社	2012年 3月	同社監査室長
2002年 4月	同社大阪本店技術部長	2014年 3月	同社監査役
2006年 3月	同社大阪本店品質監理部長	2021年 3月	退任
2008年 3月	同社監理室長	2021年 6月	当社社外取締役 現在に至る

【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

佐藤光宏氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や建設分野における技術的な知見が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、役員人事・報酬会議において、役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で適切に関与していただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、第1号議案が原案どおり可決された時は、各氏との間で同契約は継続されます。
4. 当社は、各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。なお、第1号議案が原案どおり可決された時は、各氏との間で同契約は継続されます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社
株式の数
0株

きし もと たつ じ
岸 本 達 司 1960年6月16日生

略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月	弁護士登録（大阪弁護士会） 児玉憲夫法律事務所（現新世綜合法律事務所）入所	2012年4月	関西大学会計専門職大学院 非常勤講師
1998年4月	同所パートナー	2020年4月	新世綜合法律事務所代表
2007年4月	大阪家庭裁判所調停委員	2021年6月	(株)シャルレ社外取締役 （監査等委員）
2009年4月	関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせん相談セン ターあっせん委員		大和ハウス工業(株)社外監査 役 現在に至る
2011年6月	(株)シャルレ社外監査役		[重要な兼職の状況] 新世綜合法律事務所代表 (株)シャルレ社外取締役 大和ハウス工業(株)社外監査役

【補欠社外監査役の選任理由】

岸本達司氏は、社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岸本達司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本達司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。
3. 第2号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 第2号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、当社は、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定です。

【ご参考】第1・2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

当社では、取締役会での有効な討議ができる適切な員数の維持、取締役会としての機能発揮及び透明性・健全性の維持等の観点から、取締役会メンバーを構成しています。取締役会メンバーは多様な価値観のもと、各々の知見、経験、能力を生かし補完しあうことが重要であり、当社の中長期戦略を推進するために必要なスキルと各メンバーの専門性・経験との対応関係を下記に示しております。

氏名	地位	独立性 (社外のみ)	企業 経営	財務・ 会計	人事・ 人材開 発	法務・ コンプ ライア ンス	製造・ 技術・ 品質管 理	営業・ 販売	グロー バル
野村 泰介	代表取締役社長		○	○	○			○	○
若月 輝行	常務取締役						○		
今中 一雄	取締役						○		○
尾崎 文昭	取締役			○		○		○	
松田 浩	取締役			○	○	○		○	
石川 博紳	社外取締役	○	○		○	○		○	○
松沢 伸也	社外取締役	○				○		○	○
佐藤 光宏	社外取締役	○				○	○		
白石 宏司	常勤監査役		○		○		○		○
高見 秀一	社外監査役	○				○			
杉本 茂次	社外監査役	○		○		○			
後藤 貴紀	監査役			○		○		○	

- (注) 1. 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、役付取締役はその後の取締役会にて決定いたします。
2. 上記一覧表は、取締役・監査役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

以上

第45期 事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の国内経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症による活動制限や半導体などの供給制約の緩和により、個人消費や設備投資が回復基調にあり、緩やかながらも持ち直しました。一方で、国内外の経済正常化や東欧情勢の影響による需給ひっ迫と為替変動を要因とするインフレ継続に加え、各国における金融引き締めによる世界的な景気減速もあり、不安定な状況が継続しています。

当社子会社（PT.KRAKATAU OSAKA STEEL、以下KOS社）が所在するインドネシアにおいては、個人消費や輸出に支えられ、経済は緩やかに回復いたしました。

当社の経営環境につきましては、国内鉄鋼需要はコロナ禍から緩やかに回復しているものの、当社の主要需要先である建設分野の需要は低迷し、年後半にかけて回復基調に転じたものの、当社グループの年間鋼材出荷量は前期に比べ減少いたしました。加えて、主原料であるスクラップ価格の乱高下やエネルギー価格を中心とした燃料・資材価格が高騰するなど、製造コストの増加を余儀なくされました。インドネシアにおきましても、ビレット価格が乱高下したことにより、不安定な事業環境となりました。

このような状況下、お客様の理解を得ながら販売価格の改定を最優先課題として取組み、並行して徹底的なコスト改善を進めてまいりました。

まずは、2018年度より取り組んできた大阪事業所圧延ライン体質強化対策、いわゆるSプロジェクトにおいて、恩加島圧延工場生産品の堺工場への移管が完了し、昨年9月末をもって恩加島圧延工場を休止いたしました。大阪事業所全体での固定費最適化と生産集約による堺工場でのコスト改善を鋭意進めております。また、岸和田工場でのコスト改善や省エネを目的とした圧延ライン延伸投資も完工し効果を発揮しはじめるなど、各拠点において継続的な改善活動を推進してまいりました。

また、当社堺工場から東京鋼鐵㈱への一部製品の生産移管による生産効率化や、子会社であった大阪物産㈱を解散しグループ経営体制の見直しを行うなど、グループ全体での最適経営体制・生産体制の構築にも取り組みました。

インドネシア事業は、輸出拡大やインドネシア国内からのビレット調達拡大など諸施策を実行してまいりましたが、ビレット価格の大幅な変動に加え、製品市況の低迷などから厳しい経営状況となりました。

当社グループガバナンス強化へ向けた取組みとして、安全・環境・防災対策の基盤整備を継続し、品質・コンプライアンスの強化を図っております。また、2050年カーボンニュートラルを目指した気候変動対策や人的資本強化のための諸施策など、サステナビリティ基本方針に沿った活動も推進しております。

以上の取組みの結果、当連結会計年度の当社グループにおける鋼材売上数量は99万4千トン（前期実績110万4千トン）、売上高は1,171億4千1百万円（前期実績1,044億5千5百万

円)、経常利益は63億8千4百万円(前期実績39億5千8百万円)となり、大阪地区生産体制最適化等に伴う事業構造改善費用13億5千7百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は29億3百万円(前期実績25億6千7百万円)となりました。

事業部門別売上高

区 分	2021年度 第44期 (前連結会計年度)		2022年度 第45期 (当連結会計年度)		前期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼 材	97,704	93.5	106,229	90.7	8,524	8.7
鋼 片 等	6,750	6.5	10,912	9.3	4,161	61.6
合 計	104,455	100.0	117,141	100.0	12,686	12.1

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は32億円であります。その主なものとしては、岸和田工場での圧延ライン延伸対策工事や東京鋼鐵(株)での圧延ミルモーター・減速機の更新等を行いました。

なお、これらの設備投資に必要な資金は借入金及び自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しは、対面型サービスを中心とした個人消費の増加やインバウンド需要の拡大、企業の設備投資に支えられ景気は回復していくものと期待され、またインドネシア経済においても、個人消費や輸出に支えられ経済拡大が継続することが見込まれますが、世界的なインフレの長期化と各国の金融引き締め策、金融システム不安による世界経済減速及び両国経済への波及が懸念されるなど、先行き不透明な状況が継続することが想定されます。

当社グループを取り巻く環境につきましては、建設分野の需要は引き続き回復していくことが期待されますが、地政学リスクや脱炭素化へむけた潮流の中で、原燃料価格は高位継続する懸念があり、厳しいコスト環境となることを覚悟せざるを得ません。

このような環境の下、引き続きお客様の理解を得ながら再生産可能な販売価格への改定を進めていくとともに、大阪製鐵グループ中期経営計画の諸施策を着実に実行してまいります。

省エネを中心としたコスト改善対策の検討・推進に加え、お客様満足度向上へ向けた品質管理強化や2024年物流問題に対応したデリバリー競争力の維持・強化を図るなど、国内事業基盤の強化を図ってまいります。インドネシア事業においても、品質優位性を活かした需要の捕捉やビレット調達ソースの拡大、国内製造拠点との連携による一貫製造力強化を推進いたします。

また、気候変動対策や人的資本強化、働きやすい職場づくりの推進などサステナビリティ基本方針に則った活動を継続し、サステナブル社会へ貢献してまいります。

以上の取組みを安全第一、コンプライアンスの徹底を念頭に着実に実行し、企業としての収益性と成長性、持続可能性を高め、株主の皆様・需要家の皆様のご期待にお応えしていく所存でございます。

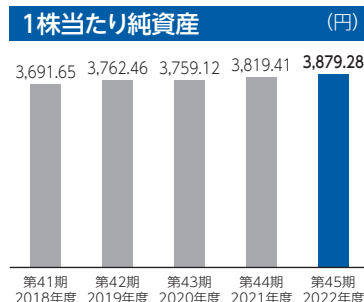
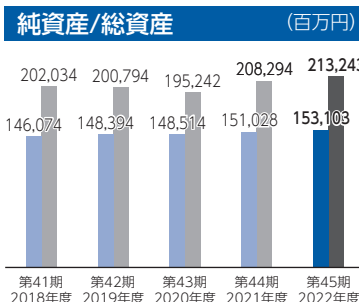
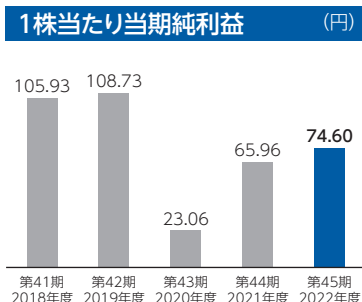
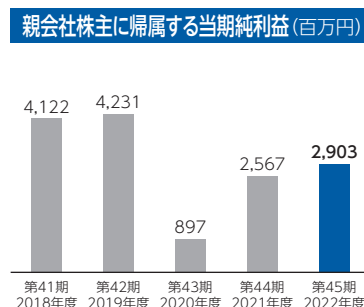
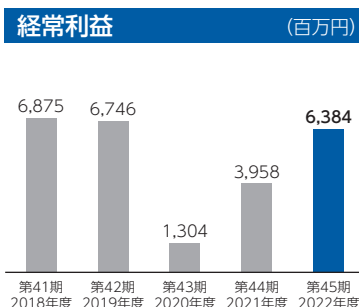
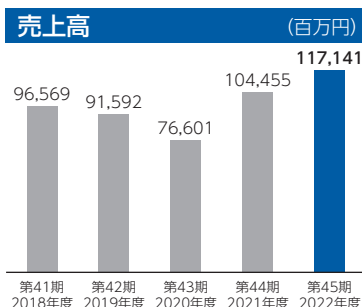
なお、2024年3月期通期の連結業績予想につきましては、売上高1,200億円、経常利益60億円を見込んでおります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第41期	2019年度 第42期	2020年度 第43期	2021年度 第44期	2022年度 第45期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	96,569	91,592	76,601	104,455	117,141
経常利益 (百万円)	6,875	6,746	1,304	3,958	6,384
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,122	4,231	897	2,567	2,903
1株当たり当期純利益	105円93銭	108円73銭	23円06銭	65円96銭	74円60銭
総資産 (百万円)	202,034	200,794	195,242	208,294	213,243
純資産 (百万円)	146,074	148,394	148,514	151,028	153,103
1株当たり純資産	3,691円65銭	3,762円46銭	3,759円12銭	3,819円41銭	3,879円28銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 第44期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第44期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社は、日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式を25,629千株（出資比率60.62%）保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社から電力等の購入を行っておりますが、購入価格等の取引の決定に関しては、一般的取引条件と同様に取引を行っております。

また親会社に対して資金の貸付を行っておりますが、貸付条件の決定に当たっては、市場金利を勘案の上、一般の取引条件と同様に決定しており、社外取締役を含めた取締役会の承認に基づき貸付を行っております。さらに、資金の預託については、当社の余剰資金運用の一環として行っているものであり、随時、預託及び回収が可能なものであります。なお、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

③親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

該当事項はありません。

④重要な子会社の状況（2023年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東京鋼鐵株式会社	2,453	90.00	形鋼等の製造販売
大阪新運輸株式会社	194	100.00	鋼材等の運送及び構内作業
西鋼物流株式会社	50	100.00	鋼材等の運送及び構内作業
	百万US\$		
PT. KRAKATAU OSAKA STEEL	100.0	86.00	鋼材の製造販売

(注) 前連結会計年度末に連結子会社であった大阪物産株式会社は当連結会計年度に清算終了いたしました。

(6) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は鉄鋼業、鉄鋼業に係る運輸業であります。当該各事業における主な内容は次のとおりです。

なお、前連結会計年度末において連結子会社であった大阪物産株式会社は当連結会計年度に清算終了したため、当連結会計年度末時点の当社グループは当社及び子会社4社で構成されることとなりました。

事業部門	主要な事業内容
鉄鋼業	形鋼、棒鋼、平鋼等の鋼材及び鋼片並びに鉄鋼加工品の製造販売
運輸業	鋼材等の運送及び構内作業

(7) 主要な工場、本社並びに支店及び営業所

① 当社

本社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号
 (登記上の本店所在地 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号)

工場 大阪事業所堺工場 (大阪府堺市)
 大阪事業所恩加島工場 (大阪府大阪市)
 西日本熊本工場 (熊本県宇土市)
 岸和田工場 (大阪府岸和田市)

支店 東京支店 (東京都中央区)
 営業所 名古屋営業所 (愛知県名古屋市)
 九州営業所 (福岡県福岡市)

② 子会社

東京鋼鐵株式会社本社 (栃木県小山市)
 (登記上の本店所在地 東京都中央区)
 同社小山工場 (栃木県小山市)
 大阪新運輸株式会社 (大阪府堺市)
 西鋼物流株式会社 (熊本県宇土市)
 PT. KRATAU OSAKA STEEL (インドネシア共和国バンテン州)

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,028名	4名増

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
559名	6名増	39.6歳	13.2年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

会社名	借入先	借入額
大阪製鐵株式会社	株式会社みずほ銀行	48 百万US\$
	株式会社三菱UFJ銀行	36
	株式会社三井住友銀行	16
PT. KRAKATAU OSAKA STEEL	バンク・タブンガン・ペンシウナン・ナショナル	60
	株式会社みずほ銀行	25
	株式会社三井住友銀行	17
	株式会社三菱UFJ銀行	17
	株式会社国際協力銀行	2

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

113,812,700株

(2) 発行済株式の総数

42,279,982株（うち自己株式 3,360,184株）

(3) 株主数

9,326名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	25,629 ^{千株}	65.85%
立花証券株式会社	1,630	4.19
JPLLC-CL JPY	1,511	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,029	2.64
株式会社日本カストディ銀行	930	2.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	825	2.12
JPモルガン証券株式会社	487	1.25
MSIP CLIENT SECURITIES	341	0.88
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	340	0.88
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	331	0.85

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記大株主には、自己株式（3,360千株）は含まれておりません。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行は信託業務に係る株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は主な職業（重要な兼職の状況）
代表取締役社長	野 村 泰 介	
常 務 取 締 役	若 月 輝 行	商品企画部長委嘱、安全環境防災、生産技術、設備技術に関する事項管掌
取 締 役	今 中 一 雄	大阪事業所長、大阪事業所堺工場長委嘱
取 締 役	尾 崎 文 昭	営業・物流に関する事項管掌、購買・外注管理に関する事項管掌 営業・物流企画部長委嘱
取 締 役	松 田 浩	経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌
取 締 役	石 川 博 紳	(株)関西再資源ネットワーク顧問
取 締 役	松 沢 伸 也	塩野義製薬(株)法務部顧問
取 締 役	佐 藤 光 宏	
常 勤 監 査 役	白 石 宏 司	
監 査 役	高 見 秀 一	ヒューマン法律事務所弁護士
監 査 役	杉 本 茂 次	杉本茂次公認会計士事務所公認会計士、(株)イオンファンタジー社 外監査役、(株)イオン銀行社外監査役、日鉄物産(株)社外監査役
監 査 役	後 藤 貴 紀	日本製鉄(株)関係会社部長 (黒崎播磨(株)監査役)

- (注) 1. 石川博紳氏、松沢伸也氏及び佐藤光宏氏は、社外取締役であります。
2. 高見秀一氏及び杉本茂次氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役石川博紳氏、社外取締役松沢伸也氏、社外取締役佐藤光宏氏、社外監査役高見秀一氏及び社外監査役杉本茂次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 社外監査役杉本茂次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 藤田和夫氏は、2022年6月24日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 安藤雅則氏は、2022年6月24日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
- (3) 当事業年度中に取締役の地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）を以下のとおり変更いたしました。

氏 名	地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）	
	変 更 後	変 更 前
尾崎 文昭	営業・物流に関する事項管掌、 購買・外注管理に関する事項管掌 営業・物流企画部長委嘱	営業・物流に関する事項管掌、 購買・外注管理に関する事項管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、野村泰介氏、若月輝行氏、今中一雄氏、尾崎文昭氏、松田浩氏、石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏、白石宏司氏、高見秀一氏、杉本茂次氏、後藤貴紀氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が上記各役員に対して責任の追及に係る請求をする場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の各役員の費用や、各役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、独立社外取締役及び社長をメンバーとする「役員人事・報酬会議」を設置し、同会議において独立社外取締役から適宜適切な関与や助言を求めており、その意見を踏まえた上で取締役会において決定しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

なお、社外取締役については、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

また、監査役については、役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る報酬の額を、監査役の協議により決定することとしております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の報酬は、月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績連動型としております。なお、業績連動報酬に係る指標は、短期及び中長期業績インセンティブ（中期経営計画における収益目標等を勘案）の観点から、連結当期損益（但し、期間業績に応じた適正な報酬額とする観点から事業再編損益のうち生産設備構造対策等に伴うものを除外する補正を行うこととする）及び連結経常損益を用いることとしております。

なお、2022年度の取締役の報酬の決定に用いた指標の前年度実績は、連結経常損益39.6億円、連結当期損益25.7億円となっております。

ハ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

二. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は各取締役の役位及び前年度の連結経常損益・連結当期損益実績を踏まえて

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、上記決定方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 株主総会の決議日

2016年6月27日開催の第38回定時株主総会

ロ. 当該決議の内容の概要

取締役の報酬限度額…年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）、
監査役の報酬限度額…年額6千万円以内

ハ. 当該決議に係る会社役員の数

取締役 7名（うち社外取締役1名）、監査役 4名

③取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

④当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	168	64	104	-	9
（うち社外取締役）	(24)	(24)	(-)	(-)	(3)
監査役	36	36	-	-	3
（うち社外監査役）	(16)	(16)	(-)	(-)	(2)
合計	205	101	104	-	12
（うち社外役員）	(40)	(40)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1. 役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。
2. 上記には2022年6月24日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記のほか社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は8百万円です。
4. 取締役の報酬については、役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載の通り、2022年6月24日以降は社外取締役以外の取締役の報酬は全額業績連動報酬となりますが、それ以前は固定報酬+業績連動報酬としていたため、取締役の固定報酬欄には同期間の固定報酬額40百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係
記載すべき事項はありません。

②当事業年度における取締役の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動内容・期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	石 川 博 紳	当事業年度開催の取締役会に13回中12回出席いたしました。 主に総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から、客観的・中立的に当社の役員候補者の選定や役員報酬等について適切な助言を述べております。
取 締 役	松 沢 伸 也	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席いたしました。 主に他社における豊富な業務知識と企業法務に係る経験から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から、客観的・中立的に当社の役員候補者の選定や役員報酬等について適切な助言を述べております。
取 締 役	佐 藤 光 宏	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席いたしました。 他社における豊富な業務知識と建設分野における技術的な知見から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、役員人事・報酬会議に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から、客観的・中立的に当社の役員候補者の選定や役員報酬等について適切な助言を述べております。

(注) 取締役佐藤光宏氏は、親会社である日本製鉄(株)の使用人の3親等以内の親族であります。

③当事業年度における監査役の主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 内 容
監 査 役	高 見 秀 一	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に13回中13回出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	杉 本 茂 次	当事業年度開催の取締役会に13回中12回、監査役会に13回中11回出席いたしました。 主に公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。
4. 当社の子会社である東京鋼鐵株式会社は、会社法第328条第2項に基づき、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
5. 当社の子会社であるPT. KRAKATAU OSAKA STEEL (KOS社) は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項及び当期における当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

1) 内部統制システムの基本方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、財務報告の信頼性と業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、企業統治を一層強化する観点から、かかる体制の継続的改善を図る。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全衛生、環境・防災等の業務遂行上のリスクや財務報告の信頼性等に関するリスク

について、当該リスクの管理を担当する部門（以下、機能部門という。）は、規程等の整備及び社員への周知徹底を図り、それに基づくリスクマネジメント活動を行う。

工場長、支店長、部長（以下、各部門長という。）は、自部門におけるリスクの把握・評価の上、関連する規程等の遵守・徹底を図る。その遵守状況等のモニタリングは、機能部門及び総務部門が実施し、リスクマネジメント活動の継続的な改善に努める。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画や設備投資・投融資等の重要な執行事項については、経常予算、設備予算等に関するそれぞれの全社委員会の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく職務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。また、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程において各部門長の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備することとし、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令・規程違反行為の未然防止に努めるとともに、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに総務部長に報告する。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施等、社員に対する教育体制を整備・充実する。

総務部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。

また、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を含む業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令・規程違反行為等を行った社員については、懲罰委員会において、社員就業規則に基づき懲戒処分を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行う。

当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルール

を定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

総務部長は、各部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

総務部門及び財務部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、その結果を取締役に報告する。

⑦監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に

関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。監査役がその職務の補助を求めた場合、総務部門及び財務部門等がこれを行うこととする。補助する総務部門及び財務部門等は監査役の指示のもとで業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2) 運用状況の概要

①運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、当社総務部に自律的内部統制活動の企画・推進を担当する内部統制グループを設置するとともに、各分野のリスク管理を担当する機能部門を設置しております。グループ会社においては、リスクマネジメント責任者及びリスクマネジメント担当者を配置しております。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

②具体的な運用状況

イ. 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、毎年3月に当社グループ全体の内部統制に関する年度業務計画を策定しております。この計画には、基本方針、内部監査計画及び教育計画等が含まれています。

ロ. 自律的内部統制活動

当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに総務部長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制グループが集約し、当社グループ内で共有化するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

ハ. 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリストによる内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制グループ及び各機能部門が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族等

を対象とした内部通報・相談窓口を社内に設置し、併せて外部専門機関の窓口も利用しております。これらの窓口は公益通報者保護法に対応した運営を行っております。さらに、当社及び主要なグループ会社において社員意識調査アンケートを実施し、その内容を会社施策に反映しております。

二. 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、リスクマネジメント委員会において確認するとともに、取締役会に報告しております。当該委員会は、経営幹部・当社及びグループ会社のリスクマネジメント責任者等で内部統制システムの運用状況を共有するとともに、今後の方針を審議しております。加えて、各部門の管理者層及びグループ会社のリスクマネジメント担当者を含めたリスクマネジメント連絡会を開催し、当該委員会における情報の共有や方針の徹底を図る他、工場・グループ会社のリスクマネジメント担当者との間で内部統制担当者会議を行い、抽出された課題への対応を図っております。また、各年度の内部統制活動の実施状況や内部監査の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性を当該委員会が評価した上で、取締役会に報告しております。

当社はこの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制に関する業務計画に反映しております。

ホ. 教育・啓発

当社及びグループ会社において、内部統制に関する教育として、新入社員から経営幹部までを対象とした各種講演会、eラーニング等を実施しており、これらの教育活動を通じて、内部統制の重要性や考え方に関する啓発に取り組んでおります。

ハ. 監査役・会計監査人との連携

総務部長は、監査役に必要の都度、内部統制の状況を報告するとともに、リスクマネジメント委員会においても報告及び意見交換を行っております。

また、会計監査人との間では財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくべきものと考えております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、主原料のスクラップ価格及び主要製品の市況変動が大きく、これにより業績が大きく影響されます。当社は、こうした業界にあつて経営基盤の長期

安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指します。

この方針のもと、当事業年度の配当金は、期末配当金を1株当たり14円50銭とし、中間配当金8円と合わせて年間22円50銭とさせていただきます。

なお、当社は剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	132,995	流動負債	55,795
現金及び預金	4,870	支払手形及び買掛金	19,322
売掛金	24,148	短期借入金	21,901
棚卸資産	25,722	1年内返済予定の長期借入金	7,773
未収入金	9,595	未払金	2,891
関係会社短期貸付金	10,000	未払法人税等	962
預け金	58,607	修繕引当金	589
その他	183	事業構造改善引当金	327
貸倒引当金	△132	その他	2,027
固定資産	80,247	固定負債	4,343
有形固定資産	77,464	繰延税金負債	1,209
建物及び構築物	8,662	退職給付に係る負債	1,876
機械装置及び運搬具	26,683	事業構造改善引当金	924
工具器具及び備品	2,367	その他	333
土地	37,185	負債合計	60,139
建設仮勘定	2,565		
無形固定資産	16	(純資産の部)	
その他	16	株主資本	150,013
投資その他の資産	2,766	資本金	8,769
投資有価証券	565	資本剰余金	10,355
長期貸付金	0	利益剰余金	135,426
退職給付に係る資産	625	自己株式	△4,537
繰延税金資産	91		
その他	1,484	その他の包括利益累計額	967
貸倒引当金	△0	その他有価証券評価差額金	223
		繰延ヘッジ損益	45
		為替換算調整勘定	409
		退職給付に係る調整累計額	289
		非支配株主持分	2,122
		純資産合計	153,103
資産合計	213,243	負債・純資産合計	213,243

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		117,141
売 上 原 価		104,638
売 上 総 利 益		12,503
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,567
営 業 利 益		5,935
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	177	
雑 収 益	1,559	1,737
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	482	
雑 損 失	805	1,288
経 常 利 益		6,384
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	1,357	1,357
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,027
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,764	
法 人 税 等 調 整 額	△350	2,413
当 期 純 利 益		2,614
非支配株主に帰属する当期純損失		289
親会社株主に帰属する当期純利益		2,903

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,769	10,355	133,359	△4,537	147,947
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△836		△836
親会社株主に帰属する当期純利益			2,903		2,903
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計		0	2,066	△0	2,066
当 期 末 残 高	8,769	10,355	135,426	△4,537	150,013

(単位：百万円)

項 目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	221	89	147	246	704	2,376	151,028
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△836
親会社株主に帰属する当期純利益							2,903
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1	△44	261	43	262	△253	8
当 期 変 動 額 合 計	1	△44	261	43	262	△253	2,074
当 期 末 残 高	223	45	409	289	967	2,122	153,103

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	107,738	流動負債	41,214
現金及び預金	46	買掛金	10,683
売掛金	13,272	短期借入金	9,428
製品	6,561	1年内返済予定の長期借入金	3,958
半製品	2,684	未払金	1,472
原材料	2,371	未払法人税等	641
仕掛品	373	預り金	12,415
貯蔵品	3,904	修繕引当金	589
未収入金	9,834	事業構造改善引当金	327
関係会社短期貸付金	10,000	その他	1,697
預け金	58,607		
その他	80	固定負債	3,444
固定資産	81,799	繰延税金負債	261
有形固定資産	52,512	退職給付引当金	1,932
建物	4,009	事業構造改善引当金	924
構築物	893	その他	326
機械及び装置	13,278	負債合計	44,658
車輛及び運搬具	68		
工具器具及び備品	1,855	(純資産の部)	
土地	30,352	株主資本	144,656
建設仮勘定	2,054	資本金	8,769
無形固定資産	7	資本剰余金	11,771
その他	7	資本準備金	11,771
投資その他の資産	29,279	その他資本剰余金	0
投資有価証券	543	利益剰余金	128,652
関係会社株式	14,919	利益準備金	527
関係会社長期貸付金	13,386	その他利益剰余金	128,125
長期貸付金	0	資産圧縮積立金	4,531
その他	431	特別積立金	35,300
貸倒引当金	△0	繰越利益剰余金	88,294
		自己株式	△4,537
		評価・換算差額等	223
		その他有価証券評価差額金	223
		純資産合計	144,879
資産合計	189,537	負債・純資産合計	189,537

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		85,576
売 上 原 価		73,853
売 上 総 利 益		11,723
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,505
営 業 利 益		7,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	787	
雑 収 益	478	1,265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	402	
雑 損 失	456	859
経 常 利 益		7,624
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	4,854	4,854
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	1,357	1,357
税 引 前 当 期 純 利 益		11,121
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,341	
法 人 税 等 調 整 額	△614	1,726
当 期 純 利 益		9,394

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,769	11,771	0	11,771
当 期 変 動 額				
積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	0	0
当 期 末 残 高	8,769	11,771	0	11,771

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計	
	利 益 備 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計			
資産圧縮積立金		特 別 積 立 金	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	527	4,545	35,300	79,722	120,094	△4,537	136,098	
当 期 変 動 額								
積立金の取崩		△13		13	—		—	
剰余金の配当				△836	△836		△836	
当期純利益				9,394	9,394		9,394	
自己株式の取得						△0	△0	
自己株式の処分						0	0	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	△13	—	8,571	8,557	△0	8,557	
当 期 末 残 高	527	4,531	35,300	88,294	128,652	△4,537	144,656	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	219	219	136,317
当 期 変 動 額			
積立金の取崩			—
剰余金の配当			△836
当期純利益			9,394
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3	3	3
当期変動額合計	3	3	8,561
当 期 末 残 高	223	223	144,879

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大東 俊介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大東 俊介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部統制グループ、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

大阪製鐵株式会社	監査役会			
常勤監査役	白石宏司			Ⓔ
社外監査役	高見秀一			Ⓔ
社外監査役	杉本茂次			Ⓔ
監査役	後藤貴紀			Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階401号会議室



交通

地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 1 12 番出口から徒歩 8 分

地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 4 番出口から徒歩 8 分

*当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。